

平成30年7月豪雨災害に関する災害義援金の配分について

西日本各地に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨は、7月5日から降り続く雨により、6日12時20分に八女市は「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しました。19時10分には八女市に「大雨特別警報」が出され、市は災害対策本部を設置しました。

すでに市内上陽町、星野村の河川は氾濫危険水位を上回ったところもあり、八女市全域に避難勧告を発令しました。7日未明に川の水位も氾濫危険水位を下回り、8時10分に大雨特別警報も解除されたため、避難勧告を解除し避難所を閉鎖しました。

今回の災害では、住民が助け合い早めに避難したおかげで人的被害はなかったものの、住家の被害として全壊1件、床上浸水4件、床下浸水19件の被害の届け出がありました。

河川の氾濫や土砂災害等により、公共土木被害121件、農地・農業用施設被害87件、林道被害67件を報告しており、被害額は10億円にのぼっております。

今回の災害に際し、全国から義援金が寄せられ、福岡県に寄託された義援金について、「福岡県地域防災計画」に基づき福岡県義援金品配分委員会が開催され配分が決定されました。

県内の被災した市町へも被災の状況に応じた配分割合が決められ、八女市も0.54パーセントの割合にあたる1,090,011円の配分を受けました。

県から配分を受けた義援金については、「八女市地域防災計画」に基づき、平成30年9月27日、八女市災害義援金配分委員会を開催し、被災者への配分基準等を決定いたしました。

被災された方々には、10月中旬ごろ義援金が配分できる予定です。

八女市健康福祉部福祉課福祉総務係

TEL 0943-24-8030